

平成25年2月  
関西電力株式会社

## 平成24年度調達価格等適用にかかる年度末におけるお手続きについて

拝啓

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、高圧・特別高圧(※)で再生可能エネルギー発電設備の系統連系を希望される場合は、「事前照会(接続検討)のお申込み」をいただいたうえで、弊社からのその回答結果を踏まえて、「系統連系のお申込み」を改めて提出いただくこととなっております。

当初、弊社におきましては、事前照会(接続検討)にかかる接続検討に最大3ヶ月を要することから、平成24年度調達価格等の適用を希望される事業者様については、平成24年12月28日までに当該「事前照会(接続検討)のお申込み」を提出いただくよう、お願いしていたところです。

しかし、本年1月以降も事業者様からの事前照会(接続検討)のお申込みが殺到し、平成24年度調達価格等適用の強い要望が電力各社に寄せられていることから、このたび、以下の救済措置を実施することと致しました。

(※) 低圧で系統連系する場合であっても、事前照会(接続検討)が必要な場合もございます。

具体的には、平成25年3月29日までに弊社へ「事前照会(接続検討)のお申込み」をいただいたにもかかわらず、弊社からの検討結果の回答がないため、年度内に「系統連系のお申込み」を行えない事業者様につきましては、平成25年3月29日までに下記に添付の『告示に規定する接続申込書』を、弊社窓口までご提出いただければ、平成24年度調達価格等の適用にかかるお申込みとさせていただきます。

ご希望の事業者様はお手続き下さいますよう、よろしくお願い致します。

なお、経済産業省資源エネルギー庁からは、本申込書が平成24年度調達価格等の適用を受けるための系統連系に関する契約の申込み書類に該当するとの解釈については問題ないとの確認を受けています。

「告示に規定する接続申込書」の提出にあたりましては、裏面の注意事項を必ずご確認、ご承諾いただいたうえでご提出願います。

「告示に規定する接続申込書」は、弊社ホームページにも掲載しておりますので、必要に応じてご利用ください。

掲載箇所 : <http://www1.kepco.co.jp/energy/kaitori/index.html>

(再生可能エネルギーの固定価格買取制度について)

(裏面に続く)

**【注意事項】 ※必ず「告示に規定する接続申込書」のご提出前に確認願います**

- ・ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく大臣告示（※）において、接続申込み（系統連系の申込み）日と設備認定日の遅い方をもって調達価格等を定めることが規定されているため、「告示に規定する接続申込書」を平成24年度内にご提出いただきましても年度内に平成24年度の再エネ特措法に基づく設備認定が取得できない場合は、平成24年度調達価格等が適用されません。

（※）経済産業省告示第139号

「平成二十四年七月一日から平成二十五年三月三十一日までの間において、法第五条第一項の接続に係る契約の申込みの内容（当該接続に係る再生可能エネルギー発電設備の仕様、設置場所及び接続箇所並びに次の表の第三号から第十五号に掲げるものにあつては、当該申込みを撤回した場合にその相手方である電気事業者が当該申込みの内容の検討に要した費用について、当該申込みを行った者が支払うことに同意する旨の内容を含むものに限る。）を記載した書面の当該電気事業者による受領又は法第六条第一項に規定する経済産業大臣の認定のうちいずれか遅い方の行為が行われた場合における当該行為に係る再生可能エネルギー発電設備に係る調達価格等は、・・・・・・・・

- ・ 「告示に規定する接続申込書」は、発電設備を系統連系するにあたって必要な系統容量を確保するためのものではありません。従来どおり系統連系のお申込みをいただいた上で、系統容量を確保させていただきますので、速やかに系統連系のお申込みをお願いいたします。なお、この際の系統連系のお申込みの内容が事前照会（接続検討）の検討結果と大幅に異なり検討のやり直しが必要となる場合は改めて事前照会（接続検討）の申込みをいただくことがございます。この場合、「告示に規定する接続申込書」の申込内容が変更となるに伴い、一旦受領させていただいた「告示に規定する接続申込書」も無効となりますので予めご了承ください。

敬具